

第 88 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（市民部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～11（略） <u>（多機能端末機による交付に係る手数料の特例）</u> 12 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付する場合における手数料の額は、別表第 3 の 1 の項、7 の項、12 の項及び 14 の項に掲げる額からそれぞれ 100 円を減じた額とする</u> e_	附 則 1～11（略）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、多機能端末機の利用を促進するとともに、窓口業務の負担の軽減を図るため、証明書等を多機能端末機により交付する場合の手数料を減額する特例措置を講ずる必要があるからである。